

12 月一般質問答弁書

Q 物価高騰等の影響を受け町民の生活が厳しい状況にある。町独自の支援策を検討すべきでは？

質問 1 回目

現在、皆様も御存じの通り、物価高騰等の影響を受け町民の生活が厳しい状況にあります。

食料品は基より、電気代・灯油・ガソリン等全て生活に欠かせない費用が値上がりし町民からは悲鳴が聞こえてきている状況である。

今回、国から物価高騰対策として事業者向けの「奈半利町原油価格・物価高騰等対策緊急支援金」の申請が 12 月から始まっている。この 9 月には「地方創生臨時交付金」として町民全員に対し「地域振興券」1 万円も配布され非常に有難いとの声も聴いております。併せてマイナンバーカードの取得に関する当町独自の支援も行っているが、この件に付いては物価高騰とは関連性が無いので割愛させていただきます。

また、5 万円の給付も「住民税均等割非課税世帯」という条件での給付であり、僅かな収入の違いで給付対象外に成った多くの町民は非常に矛盾を感じていることは事実です。町民の声として一言申し添えておきます。

コロナ感染症も 11 月 17 日に第 8 波に入ったと政府が発表致しました。高知県に置きましても、12 月 9 日に警戒レベルが 1 段階上がりました。増加傾向にあることはご存知の通りで御座います。この年末・年始を控え令和 5 年の 1 月中旬以降にコロナ感染症のピークを迎えるのではないかと推測もされており、懸念する問題である。

まだまだ、コロナ感染症や国際情勢等に関連する物価高騰が終息するには現時点で予測も出来ません。コロナ感染症の増加に対して国はウイズコロナを推進しております。

経済への影響を鑑みての政策であると認識するところではあるが、物価の高騰はそれ以外の要因も含まれており、コロナ感染症とその他の影響を受けての物価高騰に関して、当町への影響に対し執行部はどのような認識を持っているのか伺う。抽象的な質問には成りますが、重要なことですので宜しくお願い致します。

答弁者 （総務課長 井上 明）

（寺村議員のご質問にお答えいたします。）

コロナ感染症とその他の影響を受けての物価高騰に対してどのような認識を持っているかというご質問がありました。

物価高騰に関しての認識ということにつきましては、ウクライナ情勢を背景とした原材料価格等の上昇に加え、円安などの影響もあり、日常生活に密接なエネルギーや食料品等の価格が急激に高騰し、事業者にとって、燃料費や原材料費等の生産コストの上昇は、経営を圧迫する原因となり、また、一般の住民にとっても、食料品などの価格の急激な高騰により生活面にも大きく影響し、コロナ感染者数も増加してきており、コロナ禍からの回復を目指す事業者の活動や、地域住民の生活に新たな負担を生じさせているものと捉えております。

また現在、電力の更なる値上げが検討されているなど、今後の物価への影響も懸念されるところです。

議員も申されたとおり、こういった価格高騰による負担増を踏まえた国の施策により、現在、奈半利町では、事業者支援策としての、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「奈半利町原油価格・物価高騰等対策緊急支援金」と、特に家計への負担が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に5万円を給付する国の事業「価格高騰緊急支援給付金」の給付に取り組んでおるところでございます。

ご質問にありました、非課税世帯の条件には、給与収入で93万円という線があることは、議員の申されたとおりでございます。

質問 2 回目

さて、この 12 月 21 日に元職員が起こした「ふるさと納税汚職事件」の判決が出ます。奈半利町民に留まらず、この判決に対しては非常に高い関心を持たれております。判決に関しましては、司法での結果と成りますので、これ以上この場での発言は控えさせて頂きますが、関連がある「ふるさと応援基金」に対しての使途について伺いいたします。

奈半利町民は、「ふるさと納税汚職事件」が発覚してから後に「ふるさと応援基金」の金額等が認識され、その少なさに驚きと怒りを抱き「業者だけが利益を上げただけじゃないか」町民には何らふるさと納税での恩恵が無い。と新聞やテレビでも報道されてきました。直接、私も多くの町民から不満の声を聴いたことも事実です。また、この「ふるさと応援基金」に関しまして町民は非常に関心が高く、特別な思いを持っております。当然「ふるさと納税」を町民に代わり積み立てた基金であるからです。

当初予算の審議で私達議員は、資料も頂き連合審査を行い承認しました。しかしながら町民は現在「ふるさと応援基金」が、どの様な事業に使用され、どの位の基金残高があるのかは把握できておりません。一般質問をする事により、町民に対し情報を共有できると考えます。そこで、現在の「ふるさと応援基金」の使途及び残高を伺います？

答弁者 （総務課長 井上 明）

（2 回目）（寺村議員のご質問にお答えいたします。）

「ふるさと応援基金の使途」と「残高」についてのご質問がありました。

ふるさと応援基金の使途にということにつきましては、「観光で賑わうまちづくり事業」「活力あるまちづくり事業」「元気な人づくり事業」「その他、より良いふるさとのまちづくりに必要な事業」を対象事業とし、主なものでお答えさせていただきますが、観光面では「港まつり」「ちびっこトライアスロン」などのイベント事業など、農林水産業関係では、一次産業振興団体等への補助など、教育関係では、人づくり奨学基金給付金や小中学校の図書や教材の購入など、子育て支援策では、認定こども園の使用料と給食費の無償化や子育て支援金、児童医療費助成事業など、その他、雇用対策や災害対策、インフルエン

ザ予防接種助成などの財源として活用をしております。

これにつきましては、「寄附金を活用した事業一覧」として、町のホームページに掲載をしておるところでございます。

また、ふるさと応援基金の残高でございますが、令和3年度末の残高は470,986,234円ございました。令和4年度は現在の予算上の見込みの金額となりますが、基金への積立金と取崩額との差し引きで40,923,000円の減少を見込んでおり、令和4年度末では430,063,234円になるものと見込んでおります。

質問3回目

只今、総務課長より「ふるさと応援基金」使途及び残高が明確に提示されました。残高は、令和4年度末には、見込みとして約4億3千万という内容でありました。

私は、「ふるさと応援基金」の本来の趣旨は、全国から奈半利町に対し「ふるさと納税」という合法的な経済的支援・応援として頂いた税金を町民に代わり行政が積み立てた基金と解釈している。いわゆる町民の財産であります。

そこで、現在のコロナ感染症・国際情勢等に伴う物価高騰が、今後、再度同じような状況が生じた場合、国からの支援策だけに頼るのではなく、奈半利町独自の町民への生活支援が出来るのではないのでしょうか、生活支援にも様々な方法があるでしょうが、「ふるさと応援基金」を活用し町民の生活支援を行うことは実現可能な施策と思います。

奈半利町民の生活が厳しい状況に直面している時にこそ「ふるさと応援基金」を活用し町民の生活支援をすべきであり、このような場面においては、町民も「ふるさと応援基金」の活用は、十分理解をし、賛同して頂けると私は考えます。

今後の状況等も見極めながらとは成りますが、「ふるさと応援基金」を財源とした奈半利町独自の町民に対する生活支援を検討する考えは無いのか、町長の見解を伺う。

答弁者 （町長 竹崎 和伸）

寺村議員の3回目の質問にお答えします。

まず、1回目の総務課長の答弁と重複するかも知れませんが、最近の物価高、そして、電気料の値上がりなど、日常生活に大きな影響を及ぼしています。

また、当町のような一次産業に従事する方が多い中で、燃料費や原材料費等の生産コストが上昇する中で一次産品は、反対に安くなるという現象も生まれておるようでございます。いずれに致しましても住民の皆さんにとって厳しい状況であると認識しており、そのような状況の中で、総務課長が答弁致しました施策を実施しているところであります。

また、そのような中で、議員のふるさと応援基金の活用とのご質問でございますが、現在、ふるさと応援基金の充当につきましては、令和4年度予算ベースでふるさと納税の返礼品事業を除きますと約60,000千円を充当しております。

この中、当町独自の子育て支援施策にも充当させていただいております。今後、議員の言われる住民生活に大きな影響を与える社会情勢になった時などは、町としていろいろな施策を考える中で、ふるさと応援基金の活用についても議会議員の皆さまとも協議しながら一つの財源として活用していかなければならないと考えております。

一方で、この基金は貴重な財源でありますので、様々な施策の実施においても他に財源がないか求めること、又は、コロナ感染症対応地方創生臨時交付金が確か地方からの要望により創設されたと記憶しておりますが、国に財政措置を要望していくなど財源の確保に努めていかなければならないと考えております。